

協働事業評価制度(団体・行政・第三者機関)他市事例

	名 称	施行年度	対象事業	評価者	評価方法	内容（評価項目・制度の特徴・ポイント等）	備考
新宿区	協働事業評価制度	平成18年度	●提案制度 ●各主管課による協働事業 ※区からNPOへの委託事業(協定書によるものも含む)、「実行委員会」「協議会」と区との協働事業、NPOと区との協働(共催)事業	協働支援会議	行政・団体による自己評価をもとに、第三者機関がヒアリングを実施し、評価を行う。	ア 協働事業の実施者による評価 (団体・行政が、自己点検シート及び相互検証シートを作成) それぞれに自己点検を行った後に、NPOと区がお互いに意見交換を行い、課題を洗い出し、改善の道筋を明確にする。 イ 第三者評価 団体・行政が作成した自己点検シート及び相互検証シートをもとに第三者機関によるヒアリングを実施する。 ウ 第三者機関は双方の意見を聴きながらより深い議論を行い、意見を集約し、それぞれの事業について協働事業評価書を作成する。 エ 第三者機関の作成した評価書については、ホームページ、パンフレット等により、広く区民等に公開する。 ※ 受益者側の評価は、受益者に対し、アンケートを実施するなどして、受益者の声の把握を図る。 ※ 事業開始時においては、目標や役割分担を確認するための「事前確認書」を作成する。	受益者の評価はアンケート等で把握する。 事業評価を検討する中で、「子育て支援事業:ゆつたりーの」をモデル事業として、検討中の事業評価シートで、団体側・行政側に実際に事業についての評価を実施。その後、第三者機関がシートを基に、両者にヒアリングを実施し、協働事業評価所を作成。また、モデル事業を評価しながら、チェックシートの項目や制度の仕組みについても同時に検討し、報告書にまとめた。
北区	事業評価	平成20年度	提案制度	協働地域づくり推進事業選定委員会	行政・団体による自己評価をもとに、事業評価会において第三者機関がヒアリングを実施し、評価を行う。	①計画段階での取組 話し合いの機会は十分だったか、相互に目的を確認して計画書を作成できたかなど ②事業の進め方 お互いの役割分担を認識して事業を進めることができたか、対等な立場で事業を進めることができたかなど ③協働で取り組んだことによる効果 単独で事業を実施するよりも協働で実施したことによる効果はあったか、事業を通じて協働相手との信頼関係を築くことができたかなど ④協働事業の成果 当初設定した事業目的は達成できたか、事業実施中や実施後に事業の進め方、改善点等を話し合うことができたかなど	
武蔵村山市	協働事業提案制度実施事業報告会	平成24年度	提案制度	市民協働推進会議	①実施団体及び協働主管課は、自己評価票に自己評価を記入し、それに基づき報告会にて事業報告を行う。 ②事業報告に対し武蔵村山市市民協働推進会議委員及び一般参加者が質疑応答を行う。 ③実施団体、協働主管課、一般参加者が退席後、推進会議委員で事業評価を行う。	・事業目的 ・事業内容 ・協働という事業形態 ・市民ニーズの充足 ・実施能力 ・その他(事業実施を通して学んだことは何か。新たに気付いた課題は何か)	
佐世保市	市民協働事業評価	平成21年度	●「市民情動推進計画」第4章・第5章に掲げる推進項目 ●個別事業	市民協働推進委員会	①対象事業の抽出(行政評価データベースから、評価対象となる事業を抽出したうえで、5分野に分類し、事務局で事業を抽出) ②市民協働推進委員会が評価対象となる候補事業として、評価事業を選定(事業数の絞り込み) ③各事業担当課による評価対象候補事業の評価シート作成 ④事務局から事業担当課に、評価シートの内容についてヒアリング ⑤評価対象事業決定 ⑥事業関係者(事業担当課・協働相手)による意見交換会を市民協働推進委員会において実施 ⑦市民協働推進委員会が、意見交換会での意見を踏まえて、事業の「よかった点」「今後に向けての提案」等について、「意見交換会ふりかえりシート」を作成	・市民協働の実施状況 ・終期 ・対象 ・意図 ・手段(事業概要) ・課題・懸案事項 ・次年度予算における改善点 ・事業目的 ・事業実施の具体的な内容 ・協働の相手方 ・市民協働の具体的な実施方法(手法) ・協働により変化した点・改善された点 ・協働した相手方の意見 ・事業を実施したことに対する対象の意見 ・協働による事業を実施していくうえで、発展させたいこと(こうなったらいいな)・課題(困っていること) ・その他(担当課へのヒアリングにおける補足事項)	